

船舶事故調査報告書

平成30年8月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成29年11月27日 16時40分ごろ
発生場所	関門港響新港区 響新港東1号防波堤西灯台から真方位100° 1,000m付近 (概位 北緯33°57.1′ 東経130°47.1′)
事故の概要	引船第一きりしま丸は、コンクリートミキサー船のえい航索を放して発進した際、消波ブロックに乗り揚げた。
事故調査の経過	平成30年5月8日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	引船 第一きりしま丸、19トン
船舶番号、船舶所有者等	270-35861福岡、株式会社玄海
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船尾部船底外板に凹損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 ほぼ高潮時 日没時刻：17時09分ごろ
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、コンクリートミキサー船（以下「ミキサー船」という。）をえい航し、ミキサー船を翌日の工事場所に移動させる目的で、関門港響灘東地区護岸築造工事現場に向かった。</p> <p>本船は、ミキサー船を築造中の護岸と平行に左舷着けする状態で東進した後、目的の場所に近づいたので主機を中立運転とした。</p> <p>本船は、船長が、ミキサー船が右舷船尾から投錨して左舷船首側の係船索を消波ブロックの係船ブイに取り終えたのでえい航索を放し、ミキサー船の右舷側に接舷することとし、右舵を取った状態で主機を前進としたところ、船尾が左舷方に振れ、左舷船尾部が海面下の消波ブロックに乗り揚げた。</p> <p>本船の喫水は、船首約1.2m、船尾約2.6mであった。</p> <p>船長は、日没時刻が近かったので、ミキサー船のえい航索を放した後、早くミキサー船に移乗して船固め作業を手伝おうと思っていたので、すぐに右旋回できるように右舵を取った状態で主機を前進とした。</p> <p>船長は、消波ブロックが本船の左舷側近くの海中にあることを知っていたものの、ミキサー船を築造中の護岸と平行に左舷着けする作業を行った際、主機を中立運転としていたので、えい航索の張力等によ</p>

	<p>り本船が思ったよりも消波ブロックに近づいていたのではないかと本事故後に思った。</p>
<p>分析</p>	<p>本船は、ミキサ船のえい航索を放した際、船長が、左舷側近くに消波ブロックが存在する状況下、右舵を取った状態で主機を前進としたことから、船尾が左舷方に振れ、船尾部船底が海面下の消波ブロックに乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、ミキサ船のえい航索を放した際、船長が、左舷側近くに消波ブロックが存在する状況下、右舵を取った状態で主機を前進としたため、船尾が左舷方に振れ、船尾部船底が海面下の消波ブロックに乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海中障害物の近くから発進する際は、急加速及び大舵角の操船を避ける等して船首又は船尾が回頭しないようにすること。